

死刑を考える

2006
第9号

●主な内容●

いま一度、死刑を考える……………	9
死刑執行停止法案の充実のために……………	9
2006年度 委員会活動報告……………	10
増大する死刑判決を考える……………	10
情報公開訴訟……………	10

死刑制度問題ニュース

編集責任 日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会
(略称：死刑執行停止実現委員会)

いま一度、死刑を考える

あなたに裁判員になる前に 死刑執行停止に関する大阪公聴会を開催

事務局員 江村 智禎

わが国の死刑制度については、誤判(死刑が無期刑にかかると量刑誤判を含む)のみならず、死刑に直面する者に対する刑事手続上の権利保障が十分でない、死刑に関する情報開示がほとんどなされていない、といった多くの問題が指摘されている。このような点に鑑み、日弁連は、死刑制度の存廃について国民的議論を尽くし、死刑制度に関する改善を行うまでの一定期間、死刑の執行を停止する旨の時限立法(死刑執行停止法)の制定を提唱し、その実現に向けて広く議論をすすめるため、全国で公聴会を開催している。

さる10月14日、その第4弾として、「いま一度、死刑を考える」あなたが裁判員になる前に」と題する大阪公聴会が開催された(参加者16名)。

1 高村薫氏(作家)の特別講演

まず、日弁連から、死刑執行停止を求める意義とこれまでの活動についての報告があった後、作家の高村薫氏が「死刑について思うこと」というテーマで講演した。



高村薫氏講演

高村氏からは、死刑制度と裁判員制度についてお話しいただいた

高村氏は「死刑執行の場面を想像すると、目を覆いたくなるような残酷なものだ。残酷であるがゆえに死刑制度に疑問符をつけることができる。裁判員に選ばれたとしても、死刑の適用基準が曖昧だし、一市民が一人の命を左右することのできる根拠が私にはわからない。もし間違いがあったとしたら、と思うと、自信を持って死刑の判断はできない」と述べ、裁判員として死刑判決に関与することに懸念を示した。



左藤恵弁護士(元法相)



石塚伸一龍谷大学教授



野口善國弁護士(元刑務官)



中道武美弁護士

たからといって被害者の喪失感が消えるものではない。それを埋め合わせるものとして宗教がある」等と述べた。

刑執行命令書への署名を拒否した左藤氏は、「執行命令にサインしなかったのは、宗教的な理由からだ。人は誰でも生まれ難き世に生まれてきた。法律といえども簡単にはその命を奪うべきではない」と、同じく死刑執行命令書に署名しなかったとされる杉浦正健前法務大臣について「信念を貫いたことは評価する。ただ、さらに死刑の存廃の問題についても道筋を付けてほしい」と話した。

また、1971年、刑務官として死刑執行に立ち会ったことのある野口氏は、死刑確定者と家族との最後の面会の状況にも触れ、執行に至る手順、死亡に至る経過を詳細に述べた。また、少年事件の付添人として、被害者遺族と長期にわたって交流し、遺族が癒されていく過程を紹介した。

さらに、「死刑は国民のための制度ではなく、法律による法律のためのもではないか。国民は死刑に反対するだけの理由がないから消極的に賛成しているだけのよう」に思う、「死刑制度が被害者のためにあるというのはいくら程度は正しい。しかし、死刑を執行し

引き続き、パネリストとして石塚伸一龍谷大学法科大学院教授、左藤恵弁護士(大阪、元法務大臣)、中道武美弁護士(大阪)を、特別報告者として野口善國弁護士(兵庫、元刑務官)を招いて、パネルディスカッションが行われた。

また、1971年、刑務官として死刑執行に立ち会ったことのある野口氏は、死刑確定者と家族との最後の面会の状況にも触れ、執行に至る手順、死亡に至る経過を詳細に述べた。また、少年事件の付添人として、被害者遺族と長期にわたって交流し、遺族が癒されていく過程を紹介した。

死刑については、昨今のメディアでは、熱狂的ともいえる報道が繰り返されているように思える。死刑をめぐるさまざまな立場があるものの、このような機会を通して、死刑制度の問題点について、冷静に議論をしていくことが重要であると思う。

日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会の主要な活動の一つに「死刑執行停止法案」の取りまとめ、普及とその実現がある。

2005年には日弁連死刑執行停止法案(委員会第1次案)を取りまとめ、東京、岡山、横浜、大阪で、これに関する公聴会を行ってきた。それぞれの公聴会では、死刑制度問題に関する様々な観点から議論が展開された。

さらに、2006年3月には、委員会第1次案に対する意見照会を各弁護士会宛てに行い、その結果、9弁護士会から意見を寄せていただいた。多数の回答とはいえないものの、法案に関して真剣に討議し、意見を寄せていただいたことに深く感謝したい。

弁護士会の意見では、「死刑制度問題に関する提言」(2002年11月理事会承認)に基づき、死刑執行停止法の制定により死刑執行停止をめぐすという日弁連の方針を前提に、「死刑執行停止法案」に賛成する意見、あるいは停止法案の内容をさらに充実させるための意見などがほとんどであった。また、法案に賛成意見、反対意見の各委員会意見書が添付され、両論併記の状態で開催された会

もあって、これらの意見をもとに、当委員会では法案を委員会第2次案として修正し、法案の充実を期することとした。重要な修正点としては、法案第1条(趣旨)を明確にし、「日本における死刑の制度上及び運用上の問題点にかんがみ、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討を行うため、一定期間、死刑確定者に対する執行を停止するとともに、その間国会及び政府の取り組みべき課題等を定め、もって刑事司法

死刑執行停止法案の充実のために

副委員長 柳 重雄

重雄

この誤解を回避するため

制度の改善、基本的人権の増進を図ることを目的とする。」としたこと、第二条(死刑制度調査会の設置)に関して、国会に設置する死刑制度調査会の調査対象事項を明確にしたこと、特に調査対象事項の中から、「殺人等の犯罪被害者の遺族に対する支援並びにその被害回復及び

調査会の調査対象事項から「殺人等の犯罪被害者の遺族に対する支援並びにその被害回復及び権利確立のための対策」を削除すること、即ち死刑執行停止法の課題から「犯罪被害者支援の課題」を削除することは、重要な修正点である。これは、弁護士会の意見の中に、犯罪被害者支援を死刑執行停止実現のための手段としているという、誤解に基づく批判が見うけられたので、この誤解を回避するため

そこで、この点に関しては、重要な修正点であり且つ重要な論点であるので、当委員会としては、正副会長会の議を経た上で、再度弁護士会に意見照会を行って意見を集約して、死刑執行停止法案の内容を充実させ、強力に死刑執行停止法案の普及、実現の運動を推進していきたいと考えている。

今後とも、死刑執行停止法案の内容の充実と実現につき、ご理解とご協力をお願いしたい。

2006年6月以降の委員会活動について、本号で取り上げたいものを報告します。

1 死刑執行停止の要請

6月15日、日弁連会長から杉浦正健法務大臣(当時)に対し死刑確定者83名への死刑執行をしないよう要請した。日弁連は1993年以来、死刑執行がある都度、執行を差し控えるよう求める会長声明・談話を発表してきたが、2004年6月から、執行の可能性が高まる国会閉会時にも執行停止要請を行っていた。今回もその一環だが、とりわけ杉浦大臣への執行停止要請には特別の思いがあった。

杉浦大臣は、就任の際の記者会見で死刑執行について慎重な態度を表明したが、そのことにより、様々な圧力がかけられたことは想像に難くない。実際、退任時には、そのことを示唆する報道があった。当委員会では、弁護士でもある杉浦大臣がその信条に反して執行命令書への署名に追い込まれる事態を阻止したいとの思いから、大臣に直接面会して日弁連の立場を説明する機会を求めた。大臣の地元愛知県弁護士会も、8月に死刑執行停止を求めるとの会長声明を出し、岡崎市内の事務所へ届けた。宗教界やNGOも、大臣への要請を精力的に行った模様である。これらが奏功してか、杉浦大臣は9月の退任まで、死刑執行命令書に署名をしなかった。

法務大臣の交代により、12月15日の臨時国会終了後に執行が行われる可能性もあり、日弁連は、長勢甚遠新大臣に対しても執行停止要請を行う。

2006年度 委員会活動報告

委員長 小林 修

副委員長

- ① 小冊子「死刑制度の問題点と改善策」の作成
- ② 夏期合宿
- ③ 11月12日、夏期合宿を行った。主な討議は以下のとおり。
- ④ 小冊子「死刑制度の問題点と改善策」の作成
- ⑤ 捜査から公判手続、執行、再審に至るまで、死刑に関わる日本の刑事司法の諸問題を洗い直し、改善策を提言する小冊子を作成すべく議論している。
- ⑥ 死刑確定記録の分析
- ⑦ 収集した死刑確定判決とその関連資料を分析し、死刑事件訴訟の問題点について討議した。
- ⑧ その他の活動

増大する死刑判決を考える

事務局員 村上 満宏

1 近年、死刑判決言渡し数の新聞報道が非常に急増している。司法統計年報によると、1991年から2000年までの10年間の死刑判決言渡し数の平均は、地裁が年6件(計60件)、高裁が年4件(計39件)、最高裁が年4件(計38件)であるのに対し、2001年から2006年10月17日までの約6年間の死刑判決言渡し数の平均は、地裁が年13件(計76件)、高裁が年12件(計74件)、最高裁が年7件(計43件)である。死刑判決は地裁判決、最高裁判決が約2倍、高裁判決が3倍と、異常に急増しているといえる。

2 この現象の原因や背景の一つに凶悪犯罪の増加が指摘されている。近年、マスコミによって凶悪犯罪が頻りに取りあげられ、あたかも凶悪犯罪が増加しているかの如き報道がなされ、市民の間では、「体感治安の悪化」と呼ばれる漠然とした不安感が蔓延している。しかし、平成18年警察白書によれば、殺人事件の認知件数・検挙件数は、1996年から2005年までの間、ほぼ横這いである。また、死刑が適用される犯罪の認知件数・検挙件数が統計上増加していることを論ずることは難しいと言われている。

3 つまり、凶悪犯罪が増加しているかどうか、はっきりしたことは言えないというのが現実である。それにもかかわらず、マスコミによる凶悪犯罪の報道のあり方が、被害者意見陳述と重罰化の関連については今後さらなる分析が必要ではあるものの、死刑判決の言渡し数は、その施行後、前記のように急増している。

4 現実には被害者遺族がマスコミによる報道の場や法廷で峻烈な被害感情を露わにすると、裁判官の心に強烈な影響を与えることは否定できない。さらに、それが量刑のみならず、犯罪事実の認定にも影響を及ぼす危険性を実感する弁護士も存在する。

5 しかし、被害者遺族の被害感情が、量刑因子としての程度考慮されるべきかについては、なお議論を要する段階である。また、被害者遺族の中には死刑を求めない人、意見を述べたくない人など多様である。そのような状況の中で、峻烈な被害感情をマスコミや法廷で露わにできる被害者遺族がいる場合には、死刑判決が言い渡され、そうではない場合には死刑判決が避けられるといった事態になりかねない。これでは、刑事裁判が私的復讐の場と化してしまう。死刑判決の増大は、その現れではないだろうか。

情報公開訴訟

事務局次長 新谷 桂

1 昨年、当委員会有志で死刑情報に関する情報公開訴訟を提起した。開示請求した文書は、大別して、拘留所内の刑場の図面と、死刑執行の指揮命令・顛末報告に関する文書であった。前者は全部不開示、後者は一部不開示されたが、ほとんど全部墨塗りの状態だったため、提訴することにした。

2 論点は、開示請求権の法的性質、情報公開法5条1号該当性(毛サイクアプローチの判断基準、公務員の氏名の公開の慣行性、「個人の権利利益」の意義・範囲)、4号該当性(行政機関の長の裁量権の広狭、主張立証責任の分配)

など多岐にわたる。死刑関係文書の肝とも言うべき、執行の指揮命令に関する判断の事情や、執行の実際の状況について、被告国側は、主として、①死刑確定者の個人情報可能性、②被執行者の遺族の名誉、③関与公務員への危害による執行障害のおそれ、④当該情報に接した他の死刑囚の自殺のおそれ等を主張している。これに対しては、正直呆れた。

3 当委員会では、2004年、米国ノースカロライナ州の中央刑務所を訪れたことがある。死刑囚監房、デス・ウォッチ(執行3日前に移される房)、死刑執行室を

見学し、大勢の死刑囚とも廊下ですれ違うなど、未知の体験をした。執行室には執行立会人室が併設され、州知事に直結する電話もあった。更に驚きだったのは、(帰国後に知ったことだが)これら諸設備の写真が州矯正局のホームページで閲覧可能なことだ。このホームページには、各死刑囚の系統的状況(執行日の指定、取消し、執行停止命令の発令など)もアップされている。日々更新されている。まさに衆人環視のもとで手続の合法性についてチェックが加えられているのだ。

4 一方わが国と云えば、「従来...刑が確定した後の執行段階については、確定した裁判内容をただ行政的に実行するものとして、当然に刑の執行機関の広い行政的裁量が支配すると考えられてきた嫌いがあ」り、刑の執行は「裁判

① 死刑事件弁護士ネットワークのメンバーリストが本格的に稼働し、死刑求刑事件等について意見交換がなされている。

② 来年6月までに施行される未決拘禁法による死刑確定者処遇の変更点と残る課題について、田鎖事務局長の解説が「自由と正義」9月号と2007年1月号に掲載される。

③ 昨年12月の国際リーダシップ会議に関する柳副委員長の論文が「季刊刑事弁護」に掲載される。

5 当委員会では従前、死刑に関する情報の公開は、死刑制度とその運用に関する市民的議論を行う上で、必須の前提であると主張してきた。裁判員裁判が開始されようという現在ではさらに、裁判員に死刑制度の実情を知らせることなく、死刑の適否につき判断させることが公正・妥当かという論点も加わっている。

この訴訟によって、わが国の法務官僚の常識が世界の非常識であることを訴えかけていきたい。